

白鷹町明るい健康都市づくり推進会議の委員を募集します

白鷹町明るい健康都市づくり推進会議は、地域の実情に即した保健・医療・福祉事業の円滑な推進を目的として、各種事業計画を具体化していくためにご意見などをいただく機関です。

●**募集人員** 3人

●**任期** 令和7年4月1日～令和9年3月31日

●**応募資格**

- (1)町内に住所を有し、応募時点で満20歳以上の方
- (2)保健・医療・福祉事業に関心があり、年2～4回程度の会議に出席できる方
- (3)白鷹町の議員および職員でない方
- (4)次の基準を満たしている方
- ①納税（町税等）義務を果たしていること
- ②公民権を有していること
- ③破産者で復権を得ない者でないこと

④刑執行中の犯罪歴がないこと

⑤暴力団員等でないこと

●**応募方法** 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、健康福祉課に提出してください。詳しい応募要項および応募用紙は健康福祉課に準備しています。また、応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

●**応募締切** 2月28日（金）※当日消印有効

●**選考方法** 審議会等委員選考審査会で審査の上、選考します。

●**審査結果** 応募者全員に通知します。

●**委員謝礼** 日額6,000円

※会議時間4時間未満の場合は日額3,000円です。

【申し込み・問い合わせ】健康福祉課 ☎86-0213

点で満20歳以上の方
②年1回程度の会議に出席できる方

●**報酬** 6,000円/日

（会議時間が4時間未満の場合は、3,000円/日）

●**所管部署** 健康福祉課こども家庭センター係

☎86-0212

●**白鷹町国民健康保険運営協議会**

町の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する機関です。本協議会は、被保険者を代表する委員3人、保険医または保険薬剤師を代表する委員3人、公益を代表する委員3人の計9人で組織され、募集対象は被保険者を代表する委員です。

●**応募資格** 町内に住所を有する国民健康保険の被保険者で、応募時点で満25歳以上満72歳未満の方

●**開催予定回数** 年2～4回程度

●**報酬** 6,000円/日

（会議時間が4時間未満の場合は3,000円/日）

●**所管部署** 町民課国保医療

係 ☎85-6130

■**任期**

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

※「**⑦白鷹町国民健康保険運営協議会**」の任期は、令和7年5月1日から令和10年3月31日までになります。

■**共通する応募資格**

- (1)原則として、白鷹町の他の審議会等の委員でない方
- (2)年間複数回開催される会議などに出席できる方
- (3)白鷹町の議員および職員でない方
- (4)次の基準を満たす方

①納税等（町税、各種負担金、使用料などを含む）の義務を果たしていること

②公民権を有していること

③破産者で復権を得ない者でないこと

④刑執行中の犯罪歴がないこと

⑤暴力団員等でないこと

■**応募方法**

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、所管部署に提出

してください。詳しい応募要項および応募用紙は各所管部署に備え付けてあります。

また、応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

■**応募締切**

2月28日（金）※当日消印有効

■**選考方法**

審議会等委員選考審査会で審査の上、選考します。

■**審査結果**

応募者全員に通知します。

■**その他**

各審議会等の委員は町の非常勤特別職として任命されますので、白鷹町個人情報保護法施行条例附則第3条の適用を受けるとともに、同条例の規定に違反した場合（職務上知り得た個人の秘密を漏らした場合など）は罰則の対象となります。

■**問い合わせ**

各審議会等の所管部署にお願いします。

あなたの意見で“しらたか”は変わります。

審議会等委員募集

私たちが生活している町を住みよい町としていくためには、私たち自らがまちづくりに参画して知恵を出し合い、一つずつ行動に移していくことが必要です。その一つの方法として、協働のまちづくり条例では、町が設置するさまざまな審議会等の委員を選任するにあたり、自ら参画しようという方の募集について定めています。

今回は、右記の各審議会等委員を募集します。

募集する審議会等と募集人数

① 白鷹町振興審議会	2人
② 白鷹町図書館協議会	6人
③ 白鷹町都市計画審議会	2人
④ 白鷹町下水道事業経営審議会	2人
⑤ 白鷹町水道事業経営審議会	3人
⑥ 白鷹町子ども・子育て会議	2人
⑦ 白鷹町国民健康保険運営協議会	3人

■各審議会等委員について

① 白鷹町振興審議会

町の振興実施計画の策定や変更などの審議、計画の実施に対して必要な調査などを行う機関です。

●**応募資格** 町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方

●**開催予定回数** 年2～5回
程度

●**報酬** 6,000円/日
(会議時間が4時間未満の場合
合は3,000円/日)

●所管部署

企画政策課企画調整係
☎8516123

② 白鷹町図書館協議会

図書館を地域住民に密着した存在にするために、図書館の運営や活動に対して意見を述べる機関です。

●**応募資格** 町内に住所を有し、応募時点で満20歳以上の方

●**開催予定回数** 年2～3回
程度

●**報酬** 8,500円/年

●所管部署 教育委員会生涯学習・文化振興係

☎8516146

③ 白鷹町都市計画審議会

都市計画道路、都市公園、下水道などの都市計画に関する事項について、調査と審議を行う機関です。

●**応募資格** 町の都市計画区域内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方

●**開催予定回数** 年2～4回
程度

●**報酬** 6,000円/日
(会議時間が4時間未満の場合
合は3,000円/日)

●**所管部署** 建設課都市・住宅係
☎8516140

④ 白鷹町下水道事業経営審議会

下水道事業に係る受益者負担金と分担金、使用料などに関し、調査と審議を行う機関です。

●**応募資格** 町内に住所を有する下水道使用者で、応募時点で満25歳以上の方

●**開催予定回数** 年2～3回

程度

●**報酬** 6,000円/日
(会議時間が4時間未満の場合
合は3,000円/日)

●**所管部署** 上下水道課業務係
☎8516137

⑤ 白鷹町水道事業経営審議会

水道事業の経営その他必要な事項について、調査と審議を行う機関です。

●**応募資格** 町内に住所を有する水道使用者で、応募時点で満25歳以上の方

●**開催予定回数** 年2～3回
程度

●**報酬** 6,000円/日
(会議時間が4時間未満の場合
合は3,000円/日)

●**所管部署** 上下水道課業務係
☎8516137

⑥ 白鷹町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する施策の実施状況や事業計画について調査と審議を行う機関です。

●**応募資格**

①町内に住所を有し、応募時